

I

島根県ひとにやさしい まちづくり条例の概要



本県では全国に先がけて高齢化が進行しています。高齢化の進展は、日常生活、社会生活において多くの人が加齢に伴う運動機能や感覚機能などの低下を抱えながら生活していくこととなり、安全で安心して生活できるための環境の整備が必要となります。

また、障がい者施設では障がい者が生涯の全ての段階における全人間的復権を目指す「リハビリテーション」と、障がいのある人もない人も同等に生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の基本理念のもとに、「完全参加と平等」の目標に向け推進されてきたところであり、障がい者自身の主体的、積極的な社会参加ができるよう心理的障壁や物理的障壁の除去をいっそう進める必要があります。

本県では、平成2年3月に策定した「島根県福祉環境整備指針」を公共的施設の設計指針として事業者等への指導を行うとともに、各種の公立施設の改善を順次、進めてきていますが、さらに市町村、事業者、県民と連携・協力しながら推進していく必要があります。

一方、国においては、平成6年に本格的な高齢社会へ向けて良質な住宅、社会資本の整備を進めることを目的とした、「生活福祉空間づくり大綱」の策定とそれに続く「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」の制定など法制度が充実してきました。また、各都道府県においても、県としての取り組み体制の明確化、県民や事業者の理解を得ること、実効性の担保等を目的として、条例化する都道府県が増加しています。

これらの状況をふまえ、高齢者、障がい者等社会的、心身的に弱い立場にある人の主体性を尊重し、住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送れるようにするためには、高齢者、障がい者等の利用に配慮した地域社会こそが普通の社会であるという認識に立ち、まちづくりを進める必要があります。

また、このようなまちづくりは、すべてのひとが個人として尊重される社会を目指したものであることが重要であり、高齢者、障がい者等の行動を妨げている様々な障壁の除去を目指したものであることが必要です。

このような社会を実現するためには、行政のみならずすべての県民がそれぞれの役割を果たし、また補完しながら活動を行うことが必要であり、これらの活動をより積極的に推進していくために、それぞれの責務、役割、活動の内容を明確にし、県民の総意の下に推進することを宣言した条例を平成10年に制定をいたしました。

条 例

規 則

前 文

総 則

目的（1条）

定義（2条）

責 務

県の責務（3条）

市町村の責務（4条）

事業者の責務（5条）

県民の責務（6条）

ひとにやさしいまちづくりに
関する施策の基本方針（7条）ひとにやさしいまちづくりに
関する県の施策

学習機会の充実等（8条）

福祉教育の充実（9条）

推進体制の整備（10条）

支 援（11条）

公共的施設の整備

整備基準（12条）

整備基準への適合（13条）

維持保全（15条）

既存公共的施設に対する措置（16条）

適合証の交付（14条）

特定公共的施設の整備

特定公共的施設の新築等の
届出（17条）

指導及び助言（18条）

勧告等（19条）

身分証明書（7条）

公表（20条）

公表（8条）

国等に関する特例（21条）

国等に準ずる者（9条）

公共車両等及び公共的工作物の整備

公共車両等の整備（22条）

公共車両等（10条）

公共的工作物の整備（23条）

公共的工作物（11条）

書類の提出部数等（12条）

島根県ひとにやさしいまちづくり審議会

設置及び権限（24条）

規則への委任（25条）

雑 則

審議会の意見の聴取（26条）

適用除外（27条）

規則への委任（28条）

附 則

その他（13条）

附 則

施行期日 経過措置

公共的施設の定義（2条：別表第1）

（条例の対象となる施設を規定）

1）建築物

2）建築物以外

①道路

②公園

③河川

④海岸

⑤建築物以外の路外駐車場

整備基準の定義（3条：別表第2）

1）建築物（廊下等、階段、傾斜路、
便所、駐車場、敷地内の通路、移
動等円滑化経路、案内設備、案内
設備までの経路、浴室、客席、授
乳所等、客室、更衣室及びシャワ
ー室、レジ通路等）2）道路（歩道、横断歩道橋、地下横
断歩道）

3）公園（出入口、園路、駐車場、案内板）

4）河川（傾斜路、遊歩道、階段）

5）海岸（傾斜路、階段）

6）建築物以外の路外駐車場（駐車場）

適合証交付の請求（4条）

特定公共的施設

特定公共的施設（5条：別表第1）

特定公共的施設の新築等の届出（6条）

【提出先】

原則：支庁、県土整備事務所

建築物：建築基準法第6条第1項第1号から第3号に該当する建築物
→支庁、県土

同項第4号に該当する建築物→支庁、県土、特定行政庁

河川：準用河川→市町村

海岸：海岸管理者

路外駐車場（建築物以外）：駐車場法の届出有→市町

// 無→支庁、県土

体 系	内 容
前文	ノーマライゼーションの理念を基本とし完全参加と平等の目標に向け、県民誰もが互いに理解しあい、社会、経済、文化などあらゆる活動に参加できる障壁のない社会を築いていくことが必要 高齢者、障害者等が生活しやすいまちは、すべてのひとが生活しやすいまちであるとの認識に立ち、高齢者、障害者等の行動を妨げているソフト、ハード両面での様々な障壁を取り除いていくことを宣言する
第1章 総則	
— 目 的(第1条) —	ひとにやさしいまちづくりに関する県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、ひとにやさしいまちづくりのための施策推進の基本事項を定め、ひとにやさしいまちづくりの施策を総合的に推進し、県民の福祉の増進に資する
— 定 義(第2条) —	「高齢者、障害者等」 高齢者、障害者、病弱者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に行動上の制限を受けるもの
— 県の責務(第3条) —	総合的な施策の策定と実施
— 市町村の責務(第4条) —	県の施策とあいまって、当該区域の実情に応じた施策の策定と実施に努める
— 事業者の責務(第5条) —	ひとにやさしいまちづくりへの理解と自らが設置し、又は管理する施設を高齢者、障害者等が利用できるよう配慮するとともに、県、市町村の施策への協力に努める
— 県民の責務(第6条) —	ひとにやさしいまちづくりへの理解と自らの主体的、積極的な取り組み及び県、市町村の施策への協力に努める
第2章 ひとにやさしいまちづくりに関する施策の基本方針	
— 施策の基本方針(第7条) —	県民の意識の高揚を図ること 施設などの整備を促進すること
第3章 ひとにやさしいまちづくりに関する県の施策	
— 学習機会の充実等(第8条) —	学習機会の充実、啓発活動の推進その他必要な施策を講ずる
— 福祉教育の充実(第9条) —	子どもたちが高齢者、障害者等に対する理解を深め、思いやりの心を育むよう体験学習の充実、ボランティア活動の促進その他必要な施策を講ずる
— 推進体制の整備(第10条) —	市町村、事業者、県民と連携して、施策の推進体制を整備する
— 支援(第11条) —	ひとにやさしいまちづくりを推進するため、財政上の措置その他の支援措置を講ずるよう努めるものとする
第4章 公共的施設の整備	
— 整備基準(第12条) —	「公共的施設」多数の者が利用する施設で規則で定めるもの 「整備基準」公共的施設の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとするために必要な基準を定めること 整備基準は、公共的施設の種類に応じて規則で定める
— 整備基準への適合(第13条) —	公共的施設の新築、新設、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は用途の変更をしようとする者は、整備基準に適合させるよう努める
— 適合証の交付(第14条) —	公共的施設が整備基準に適合しているときは、適合証の交付を請求できる 知事は、整備基準に適合していると認めるときは、適合証を交付する
— 維持保全(第15条) —	公共的施設を設置し、又は管理する者は、整備基準に適合している部分について、その状態を維持するよう努める
— 既存公共的施設に対する措置(第16条) —	既存公共的施設を設置し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努める

第5章 特定公共的施設の整備

- 特定公共的施設の
新築等の届出
(第17条) — 「特定公共的施設」公共的施設のうち、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため整備を促進することが特に必要な施設で規則で定めるもの
— 特定公共的施設の新築等をしようとする者は、新築等の内容を知事に届け出なければならない
- 指導及び助言（第18条） — 前条の届出があった場合、特定公共的施設が整備基準に適合しないと認めるときは、必要な指導及び助言をすることができる
- 勧告等（第19条） — 届出を行わずに特定公共的施設の工事に着手したときは、届出を行なうよう勧告できる
— 勧告の施行に必要な限度において、特定公共的施設に立ち入り、調査できる
- 公表（第20条） — 勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表できる
- 国等に関する特例
(第21条) — 国、地方公共団体等については、届出、指導及び助言、勧告等、公表の規定は適用しない
— 県は、特定公共的施設の新築等をしようとするときは、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努める
— 国、地方公共団体（県を除く）等の者が、特定公共的施設の新築等をしようとするときは、国、地方公共団体（県を除く）等に対し、当該特定公共的施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう要請することができる

第6章 公共車両等及び公共的工作物の整備

- 公共車両等の整備
(第22条) — 「公共車両等」一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で規則で定めるもの
— 公共車両等を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努める
- 公共的工作物の整備
(第23条) — 「公共的工作物」信号機、公衆電話所その他の不特定多数の者が利用する工作物で規則で定めるもの
— 公共的工作物を設置し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努める

第7章 島根県ひとにやさしいまちづくり審議会

- 設置及び権限（第24条） — ひとにやさしいまちづくりに関する重要事項を調査審議する
— ひとにやさしいまちづくりに関する事項について、知事に意見を述べる事ができる
- 規則への委任（第25条） — 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める

第8章 雑則

- 審議会の意見の聴取
(第26条) — 公共的施設、特定公共的施設等及び整備基準を定める規則を制定し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない
- 適用除外（第27条） — 第4章及び第5章の規定は、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認める条例を制定している市町村の条例の適用を受ける公共的施設には、適用しない
- 規則への委任（第28条） — 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

施行期日（附則）

- ・ 公布の日から施行すること
- ・ ただし、整備基準への適合、適合証の交付、維持保全、既存公共的施設に対する措置、第5章、第6章及び適用除外の規定は、平成12年4月1日から施行する

条例の対象となる施設（公共的施設）及び事前の届出の対象となる施設（特定公共的施設）は、次のとおりです。

（１）公共的施設とは

病院、集会場、ショッピングセンター、ホテル、飲食店等の建築物、道路、公園、河川、海岸、建築物以外の駐車場その他の多くの者の利用に供する施設をいいます。具体的には「（３）対象施設」の「公共的施設」欄に掲げる施設です。

公共的施設について、新築、新設、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途を変更しようとする場合には、高齢者や障がい者等が施設を利用できるように定めた整備基準に適合するよう努めなければなりません。

（２）特定公共的施設とは

公共的施設のうち高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため整備を促進することが特に必要な施設をいいます。具体的には「（３）対象施設」の「特定公共的施設」欄に掲げる施設です。

特定公共的施設は、新築、新設、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする場合には、事前に届出が必要になります。

●届出の対象となる施設の規模（用途面積）

（建築物）

公共的施設の用途に供する部分の床面積をいいます。例えば、①ショッピングセンターの場合は、売場の部分だけではなく、バックヤード、便所、従業員の休憩所及び事務所等店舗の用途に供する部分全てを含んだものになります。②美容院併用住宅の場合は、住宅部分を除く美容院の用途に供する部分になります。

また、増築、改築、大規模な修繕及び模様替え（以下「増築等」という。）については、当該増築等にかかる部分の床面積をいいます。この場合、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他整備基準に係る部分の工事を含む床面積をいいます。例えば、ショッピングセンターの物品倉庫のみの増築の場合は、整備基準に係わる部分（利用者の用に供する部分）の工事がないので届出は必要ありません。

(3) 対象施設

公共的施設及び特定公共的施設

公共的施設は、大別すれば建築物、道路、公園、河川、海岸及び駐車場に分けられています。

種 類	公共的施設	特定公共的施設
建 築 物	・病院、診療所、医院	全ての施設
	・集会場、公会堂	
	・社会福祉施設等	
	・図書館、博物館、美術館、郷土資料館、民俗資料館、歴史資料館、産業資料館、自然科学館等	
	・金融機関の店舗又は事務所	
	・郵便局	
	・公共交通機関の施設 (駅・旅客船の乗降場・空港・バスターミナル)	
	・公衆便所	
	・国、地方公共団体の庁舎	
	・火葬場	
建 築 物	・学校、自動車教習所、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等	戸数が30以上である共同住宅又は室数が30以上である寄宿舎
	・公共用歩廊	
	・共同住宅、寄宿舎又は下宿	
	・理容院、美容院	50 ㎡以上
	・質屋、クリーニング取次店、旅行代理店、貸衣装店等	100 ㎡以上
	・百貨店、ショッピングセンター、物品販売業を営む店舗	300 ㎡以上
	・飲食店、料理店、レストラン	
	・公衆浴場	
	・劇場、映画館、演芸場、観覧場（野球場・サッカー場・陸上競技場等）	500 ㎡以上
	・体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ場、スポーツ練習場等	
建 築 物	・カラオケボックス、ダンスホール、射的場、ビリヤード場、ゲームセンター、マージャン店、パチンコ店、キャバレー、ナイトクラブ等	
	・駐車場	
	・展示場	1,000 ㎡以上
	・旅館、ホテル、簡易宿泊所等	
	・複合施設	
	・卸売市場	
	・事務所	
	・学習塾、華道教室、囲碁教室等	
	・工場	
	・工場	
道 路	国道、県道、市町村道で歩道を設けるもの（自動車専用道を除く）	全ての施設
公 園	児童遊園、都市公園、動物園、植物園、遊園地等（建築物を除く）	2,500 ㎡以上
河 川	河川区域内の施設	全ての施設
海 岸	海岸保全区域内の海浜利用施設	全ての施設
路 外 駐 車 場	建築物以外のもの	500 ㎡以上

（１）施設整備基準の基本的な考え方

建築物、道路、公園及び建築物以外の路外駐車場については、バリアフリー化のために必要な構造等に関する基準を定めたバリアフリー法関係法令に水準を合わせ、特に配慮すべき部分においては、より高い目標の「高齢者、障害者等が施設を円滑に利用できるようにするために誘導すべき基準」として示されている「建築物移動等円滑化誘導基準」、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「島根県福祉環境整備指針」に条例独自の基準を加えた内容になっています。

また、河川及び海岸については、河川法及び海岸法等との整合性並びに「島根県福祉環境整備指針」を考慮した基準になっています。

（２）整備基準の示し方

整備基準は整備を必要とする箇所ごとにその内容に応じて、次の方法により想定しています。

① 仕様書的规定

出入口や廊下等の幅、傾斜路の勾配、エレベーターの奥行き等、車椅子の規格等との関連から一律に規定できる場合は、当該数値等とするよう規定しています。

例：（出入口）幅は、80センチメートル以上とすること。

：（エレベーター）籠の幅は、140センチメートル以上とすること。

② 要求性能規定

要求される性能を満たす様々な選択肢がある場合は、詳細な基準を示すことによって、設計者の創意工夫が生かされないおそれがあります。また、新しい技術開発を阻害する可能性が考えられることから、広さ、整備、仕上げ等については、求める規格、形状等を抽象的に規定するに止めています。

例：（エレベーター）籠内は、車椅子が回転できる構造とすること。

：（便 所）乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。

③ 提案可能規定

代替的な措置が考えられる場合は、事業者の様々な対応を阻害しないよう代替措置が可能であることを規定しています。

例：（案内設備までの経路）線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。

（３）施設整備基準の適用範囲

整備基準が適用される範囲は、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他の部分で利用者の用に供する部分に限られます。「利用者の用に供する」とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に規定する特定建築物については、「多数のものが利用する」と、特別特定建築物については、「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とします。例えば、ショッピングセンターにおける従業員専用の便所、倉庫に至る荷物用エレベーター及び保守点検用の階段等の部分は対象となりません。

また、共同住宅及び寄宿舍にあっては、共用の部分に適用します。



公共的施設の整備基準

【建築物】

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
		病院等	2 興行場等	3 集会場	4 展示場	5 物品販売業を営む店舗	6 卸売市場	7 宿泊施設	8 社会福祉施設等	9 体育施設	10 遊技施設等	11 図書館等	12 公衆浴場	13 飲食店	14 理容所及び美容所	15 金融機関の施設	16 通信施設	17 公共交通機関の施設	18 サービス業を営む店舗	19 公衆便所	20 駐車場	21 官公庁の施設	22 事務所	23 火葬場	24 学校等	25 学塾・専道教室・囲碁教室等	26 共同住宅等	27 工場	28 公共用歩廊	複合施設			
		病院・診療所・医院	劇場・映画館・演芸場・観覧場	集会場・公会堂	展示場	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗	卸売市場	ホテル・旅館・簡易宿泊所	社会福祉施設等	体育館・ホール・アリーナ・スタジアム・プール・温水プール・スポーツの練習場等	遊技場・パチンコ店・パチスロ店・ゲームセンター・娯楽施設等	図書館・博物館・美術館・郷土資料館等	公衆浴場	食堂・料理店・レストラン等	理容院・美容院	金融機関の店舗又は事務所	郵便局	鉄道駅・乗船場・空港・バスターミナル	買物センター・コンビニエンスストア・旅行代理店・貸衣装屋・その他サービス業を営む店舗等	公衆便所	公共の用に供される路外駐車場	官公庁舎	事務所	火葬場	学校等・専修学校・各種学校・自動車教習所・職業能力開発センター等	学習塾・専道教室・囲碁教室等	共同住宅・寄宿舍・下宿	工場	公共用歩廊	1〜28までの2以上の施設			
特定公共施設の規模要件（単位：㎡）		0	500	0	1000	300		1000	0	500	500	0	300	300	50	0	0	0	100	0	500	0		0	0		30戸 30室		0	1000			
所箇	整備基準																																
1 廊下等	(1)粗面とし、又は滑りにくい表面の仕上げ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(2)点状ブロック等の敷設（1000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	※1	●	●	●	●	●	●		
2 階段	(1)手すりの設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(2)粗面とし、又は滑りにくい表面の仕上げ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(3)識別しやすい段の色	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(4)つまずきにくい構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(5)回り階段の禁止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(6)点状ブロック等の敷設（1000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	※1	●	●	●	●	●	●	
3 傾斜路	(1)手すりの設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(2)粗面とし、又は滑りにくい表面の仕上げ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(3)識別しやすい段の色	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(4)両側に5cm以上の側壁の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(5)点状ブロック等の敷設（1000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(1)車椅子使用者用便所の設置と表示（1000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(2)腰掛便座及び手すりの設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(3)車椅子使用者用洗面器の設置（1000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4 便所	(4)レバー式給水栓等を設けた洗面器の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(5)床置き小便器及び手すりの設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(6)ベビーチェア設備の設置と表示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(7)ベビーベッド設備の設置と表示（1000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(8)洗浄装置付き汚物流し装置の設置と表示（2000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	車5 場駐	(1)車椅子使用者用駐車部分の設置と表示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	6 敷地内の通路	(1)粗面とし、又は滑りにくい表面の仕上げ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(2)段の構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(3)傾斜路の構造		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
7 移動等円滑化経路（利用居室、車椅子利用者利用、駐車部分に至る公共利用経路を指す）	階段又は段の禁止（傾斜路又は昇降機を併設する場合以外）		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(1) 出入口	①幅の確保（80cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		②出入口の戸の構造（車椅子が通行できること）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		段差の解消	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(2) 廊下等	①幅の確保（160cm・120cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		②車椅子の転回可能な場所の確保(50m以内ごと)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		③戸の構造（車椅子が通過できること）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(3) 傾斜路	①幅の確保（120cm・90cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		②勾配の制限（1／12以下・高さが16cm以下の場合は1／8以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		③踏み場の設置（高さが5cm以内ごとに踏幅150cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※1 特別支援学校、小学校等（小、中、義務教育、中等（前期）で公立のもの）は●

※1 特別支援学校、小学校等（小、中、義務教育、中等（前期）で公立のもの）は●

【建築物】

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		病院等	興業場等	集会場	展示場	物品販売業を営む店舗	卸売市場	宿泊施設	社会福祉施設等	体育施設	遊技施設等	図書館等	公衆浴場	飲食店	理容所及び美容所	金融機関の施設	通信施設	公共交通機関の施設	サービス業を営む店舗	公衆便所	駐車場	官公庁の施設	事務所	火葬場	学校等	学習塾・華道教室・囲碁教室等	共同住宅等	工場	公共用歩廊	複合施設
		病院・診療所・医院	劇場・映画館・演芸場・観覧場	集会場・公会堂	展示場	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗	卸売市場	ホテル・旅館・簡易宿泊所	社会福祉施設等	ジム・ボウリング場・水泳場・ゴルフ場・スケート場・スキー場・スポーツの練習場等	図書館・博物館・美術館・郷土資料館等	図書館・博物館・美術館・郷土資料館等	公衆浴場	食堂・料理店・レストラン等	理容院・美容院	金融機関の店舗又は事務所	郵便局	鉄道駅・乗船場・空港・バスターミナル	質屋・クリーニング店・旅行代理店・貸衣装屋その他サービス業を営む店舗等	公衆便所	公共の用に供される路外駐車場	官公庁舎	事務所	火葬場	学校等・専修学校・各種学校・自動車教習所・職業能力開発センター等	学習塾・華道教室・囲碁教室等	共同住宅・寄宿舍・下宿	工場	公共用歩廊	1〜28までの2以上の施設
7 移動等円滑化経路（利用店室・車椅子使用者用便所・駐車部分に至る又は公共用歩廊を通過する1以上の経路にかかる基準） (4)エレベーター等	① 扉及び昇降路の幅の確保（80cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	② 扉の奥行き確保（135cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	③ 乗降口ロープの幅及び奥行き確保（150cm以上）・段差の解消	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	④ 車椅子使用者が利用しやすい制御装置の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	⑤ 表示装置の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	⑥ 音声案内装置の設置（1000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	⑦ 点字表示のある制御装置の設置（1000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	⑧ 扉の幅の確保（140cm以上）（2000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	⑨ 車椅子の転回が可能な構造（2000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	⑩ 鏡の設置（2000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	⑪ 手すりの設置（2000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	⑫ 敷地内の通路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8 設備内	(1) 識別しやすい案内板等の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(2) 点字等による設備の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10 浴室（1,000㎡以上）	(1) 線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(2) 出入口の幅の確保（80cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11 客室	(1) 出入口の戸の構造（車椅子が通過できること）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(3) 手すりの設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12 授乳所等	(1) 車椅子使用者席の確保と表示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(2) 聴覚障がい者用集団補聴装置の設置（固定席500以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13 更衣室・シャワー室	(3) 通路の幅の確保（120cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(4) 勾配の制限（1/12以下・高さが16cm以下の場合1/8以下）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14 更衣室・シャワー室	(5) 踊り場の設置（高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(1) 授乳所の設置（3000㎡以上・保健所等）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15 改札口・通路	① 乳幼児用ベッド等の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	② 手洗い設備の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16 更衣室・シャワー室	③ 給湯機の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	④ 椅子の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
17 更衣室・シャワー室	(1) 車椅子使用者が円滑に利用することができる客室の確保（客室50以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(1) 更衣室・シャワー室の設置（1000㎡以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18 更衣室・シャワー室	① 出入口の幅の確保（80cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	② 出入口の戸の構造（車椅子が通過できること）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
19 更衣室・シャワー室	③ 手すりの設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	④ レバー式給水栓等の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
20 改札口・通路	(1) 幅の確保（80cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(2) 段差の解消	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
21 改札口・通路	(3) 水平な床面	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

●適用する部分

概要

※1 特別支援学校、小学校等（小、中、義務教育、中等（前期）で公立のもの）は●

※2 母子保健施設及び保健センターは●（規模要件なし）



公共的施設の整備基準

【道路・公園・河川・海岸・路外駐車場】

			道 路	公 園	河 川	海 岸	駐車場
			道 路 置るもの 道路で歩道を設	公 園 公園・公園・都市 動物園・植物園・	河 川 河川区域内の 施設	海 岸 海岸保全区域内 の施設	駐車場 路外駐車場 建築物以外の
特定公共的施設の規模要件(単位㎡)			0	2500	0	0	500
整備項目	整 備 基 準						
1 道 路	1 歩 道	①滑りにくい仕上げ ②幅の確保 (350cm以上) ③横断勾配は1%以下 ④つえ等が落ち込まない溝蓋 ⑤段差は2cmを標準 ⑥誘導用床材の敷設 ⑦注意喚起用床材の敷設	●				
	2 横断歩道橋	①滑りにくい仕上げ ②階段・傾斜路に二段式手すりの設置 (両側) ③回り段の禁止 ④点状ブロック等の敷設 ⑤照明設備	●				
	3 地下横断歩道橋	①滑りにくい仕上げ ②階段・傾斜路に二段式手すりの設置 (両側) ③点状ブロック等の敷設 ④照明設備 ⑤壁・天井の仕上げは不燃材	●				
2 公園・河川・海岸・路外駐車場	1 出 入 口	(1)幅の確保 (120cm以上) (2)車止めの柵の間隔 (90cm以上) (3)150cm以上の水平部分の確保 (4)段差の解消 (5)傾斜路の併設		●			
		(1)幅の確保 (80cm以上) (2)段差の解消					●
	2 園 路 ・ 遊 歩 道	(1)通路 ①幅の確保 (180cm以上) ②段差の解消 ③傾斜路の併設 ④縦断勾配は5%以下 ⑤横断勾配は1%以下 ⑥滑りにくい仕上げ		●			
		(2)階段 ①滑りにくい仕上げ ②幅の確保 (180cm以上) ③縦断勾配は5%以下 ④横断勾配は1%以下 ⑤150cm以上の水平部分の確保 ⑥立ち上がり部の設置			●		
		(3)傾斜路 ①両側に手すりの設置 ②手すりの端部への点字の貼付け ③回り段の禁止 ④滑りにくい仕上げ ⑤つますきにくい構造 ⑥両側に立ち上がり部の設置 ⑦幅の確保 (120cm以上)		●			
		(4)傾斜路 ①幅の確保 (120cm以上) ②縦断勾配は8%以下 ③横断勾配の禁止 ④滑りにくい仕上げ ⑤踏場の設置 (高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上) ⑥両側に手すりの設置 ⑦両側に立ち上がり部の設置		●			
		(5)傾斜路 ①滑りにくい仕上げ ②幅の確保 (120cm以上) ③縦断勾配は8%以下 ④150cm以上の水平部分の確保 ⑤立ち上がり部の設置			●	●	
		(6)傾斜路 ①幅の確保 (120cm以上) ②勾配は1/12以下 ③踏場の設置 (高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上) ④手すりの設置					●
		(7)排水溝に蓋を設置		●			
		(8)転落を防止するための設備の設置		●			
		(9)駐車場・主要な公園設備への接続		●			
	3 駐 車 場	(1)車椅子使用者用駐車場の設置 (出入口に近い位置) (2)駐車部分の幅の確保 (350cm以上) (3)駐車場部分の表示		●			●
	4 案内板	(1)高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造 (2)表示された内容の容易な識別 (3)出入口付近への設置		●			

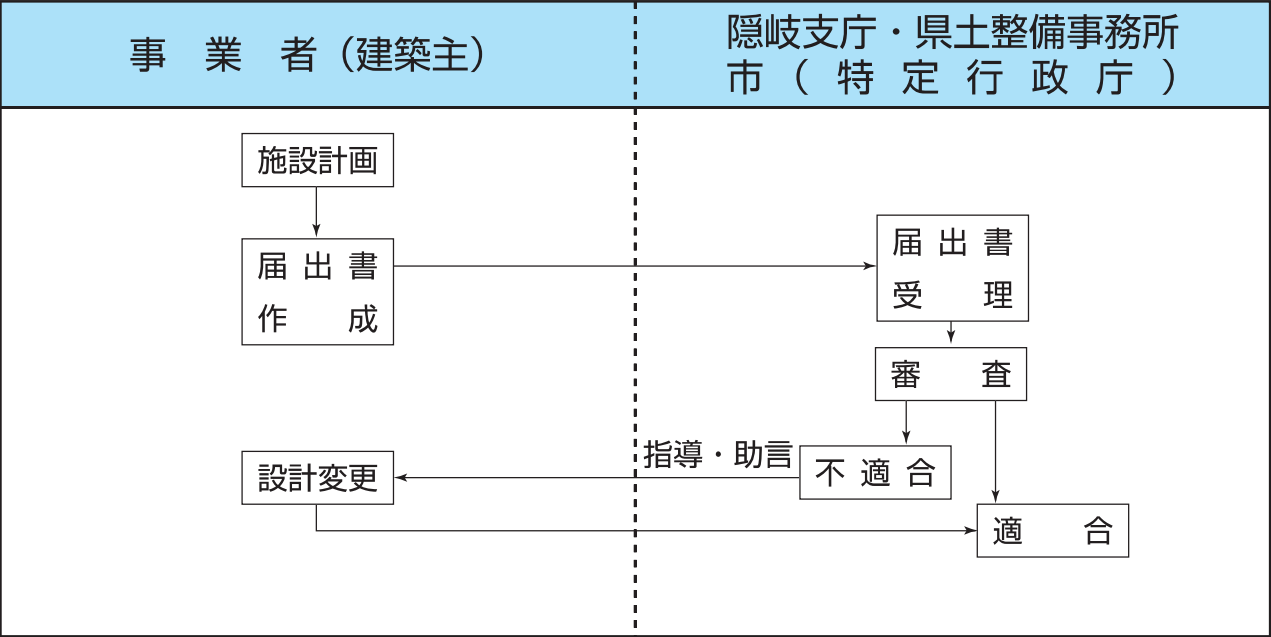
●：適用する部分

《事前届出》

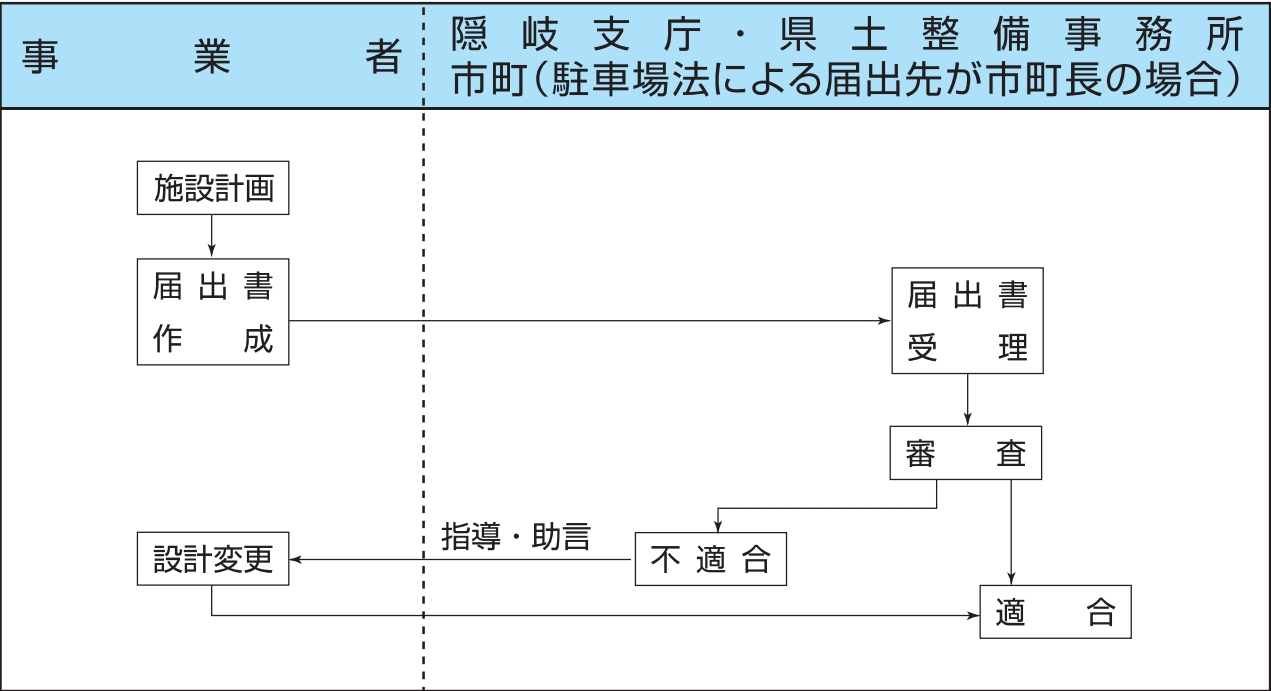
特定公共的施設の新築、新設、増築等を行う者は、当該工事に着手する21日前に知事に届出なければなりません。

手続きの流れは、次の通りです。建築確認申請が必要な場合は建築確認申請と合わせて提出してください。

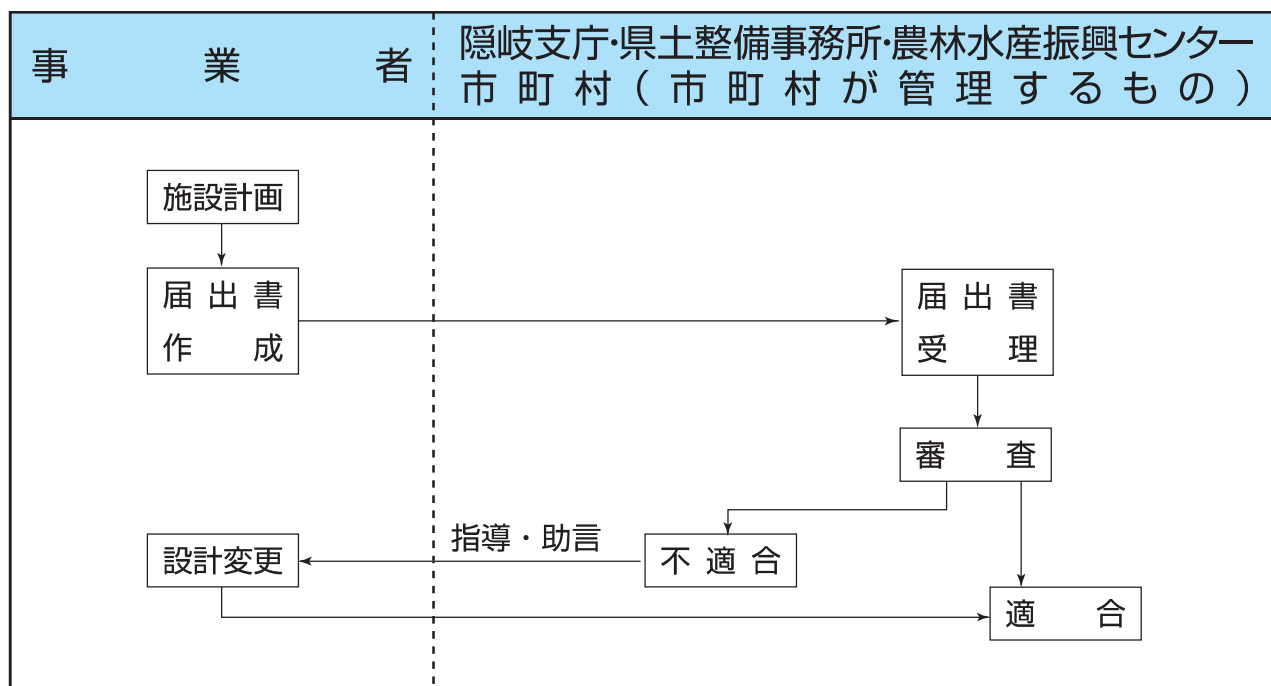
①建築物



②公園・建築物でない路外駐車場



③河川・海岸

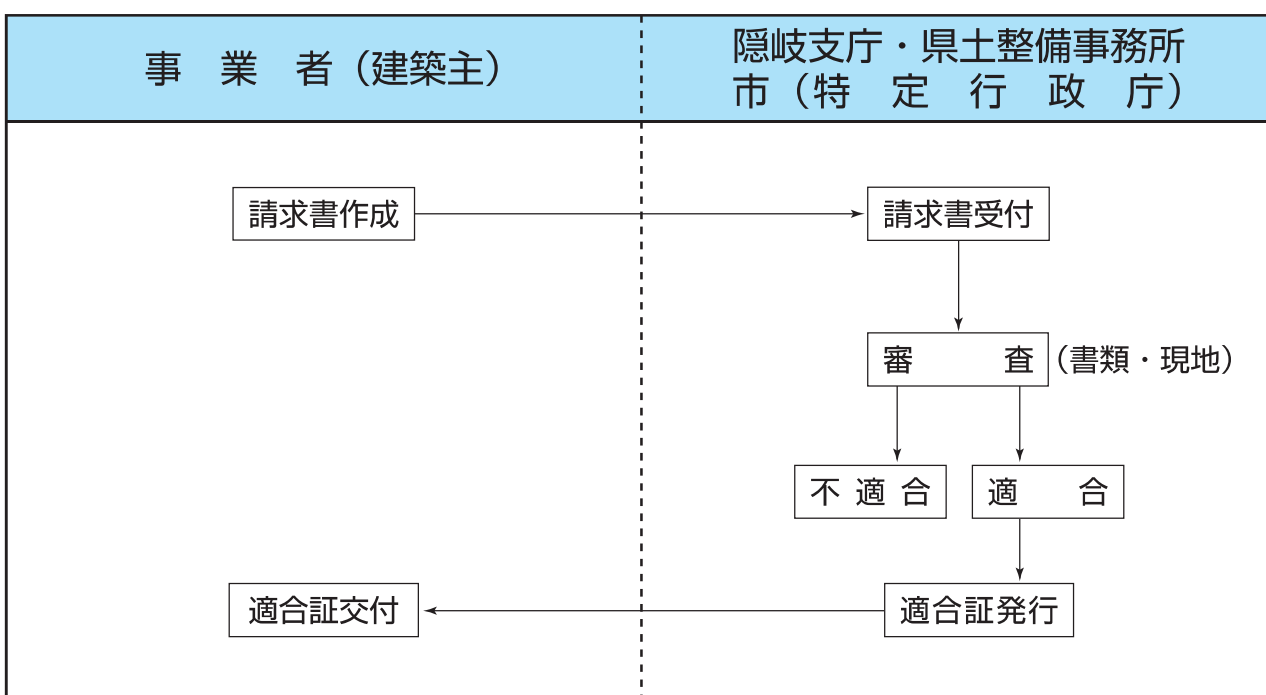


《適合証の請求》

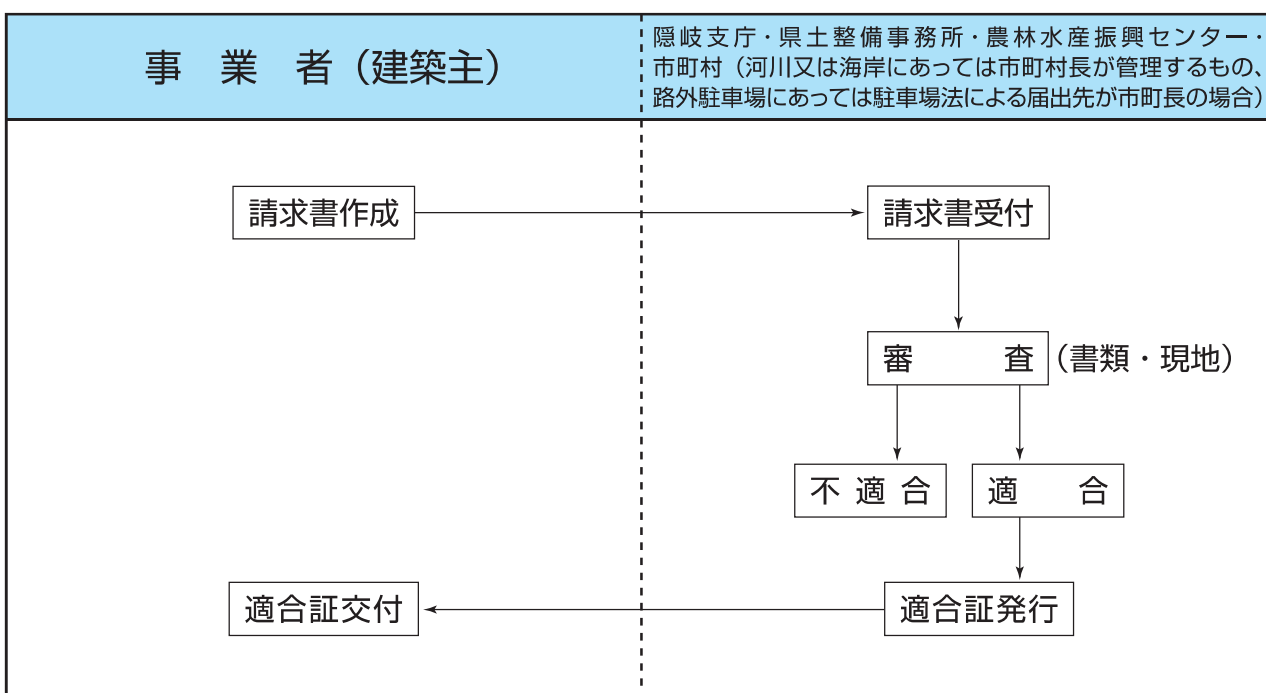
公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、知事に対して適合していることを証する証票（適合証）の交付を請求できます。

手続きの流れは次の通りです。

①建築物



②道路・公園・河川・海岸・建築物ではない路外駐車場



(1) 届出手続きの流れ

①届出手続き（建築物：建築確認申請を伴う場合）

